

登別市週休2日工事要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登別市が発注する建設工事において、建設業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、週休2日を設定する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所型週休2日

対象期間において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（2日／7日）以上の水準に達するものをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 交代制週休2日

対象期間において、現場技術者や作業員などが交替しながら休日を取得し、休日の平均日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日／7日）以上の水準に達するものをいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場における準備作業（現場事務所設置や測量等）に着手する日をいう。）から工事完成日（後片付け作業（出来形測量や保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 土木工事

土木工事（道路、河川、公園、水道、下水道等に関する工事）及び土木工事に付随する電気工事、機械工事等全般をいう。

(6) 営繕工事

建築工事及び建築工事に付随する電気工事、機械工事等全般をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は次のいずれかによるものとし、特記仕様書に週休2日工事であることを記載するものとする。ただし、緊急工事や工期に制約・制限がある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(1) 現場閉所型週休2日

現場閉所が可能なすべての工事を対象とする。

(2) 交代制週休2日

社会的要請や時間的な制約など、現場閉所が困難であるが、交替制により休日の確保が可能なすべての土木工事を対象とする。

2 工期の設定は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。

(補正方法)

第4条 当初の予定価格から週休2日を前提とした経費の積算を行い、達成状況が週休2日に満たない場合は、経費の減額補正を設計変更にて行うものとする。

2 工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった工事又は受注者が週休2日による施工を希望しない工事については、補正係数を考慮しない経費の減額補正を設計変更にて行うものとする。

(実施における注意事項)

第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週ごとに2日以上の日を確保することを基本的な考え方とし、その趣旨に添うように努めるものとする。

2 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか受注者から休日等取得調書等の提出により確認するものとする。

3 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は休日とできる。

4 交代制において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の休日中に作業が必要になるときは、次の各号に掲げる対策を講じ、適切な施工ができる体制を確保することとする。

(1) 発注者との連絡体制の確保

(2) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者の休日中における代理の技術者の配置

5 代理の技術者は、それぞれの要件を満たすものとする。

(1) 現場代理人の代理は、現場代理人と兼務していない主任技術者又は監理技術者

(2) 主任技術者及び監理技術者の代理は、一級若しくは二級土木施工管理技士又はこれと

同等以上の資格を有する者

6 共同企業体においては、構成員のいずれかより配置される者で、前項の要件を満たす者とする。

7 対象工事において、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、以下の経費を減額補正する。

(1) 土木工事 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費

(2) 営繕工事 労務費

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者の協議により定めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以後に告示される工事から適用する。

工事实施フロー

